

# 第1 法人

## 第1編 基本

### ○学校法人東京家政学院寄附行為

昭和47年 7月 1日制定  
昭和49年 6月27日改正  
昭和51年 7月31日改正  
昭和53年 8月15日改正  
昭和58年12月22日改正  
昭和62年12月23日改正  
平成元年12月22日改正  
平成 4年 9月24日改正  
平成 7年 3月16日改正  
平成 7年 4月 6日改正  
平成 7年12月22日改正  
平成 8年 3月18日改正  
平成10年 6月26日改正  
平成10年12月21日改正  
平成13年 5月29日改正  
平成17年 4月 1日改正  
平成19年 2月26日改正  
平成21年 4月 1日改正  
平成22年 4月 1日改正  
平成23年 4月28日改正  
平成23年 5月20日改正  
平成25年 5月28日改正  
平成26年 5月27日改正  
平成26年10月31日改正  
平成27年 3月27日改正  
平成28年 4月 1日改正  
平成29年 5月31日改正  
平成30年 4月 1日改正

#### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、学校法人東京家政学院と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都千代田区三番町22番地に置く。

#### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、教育基本法、学校教育法及び私立学校法に従い、学校を設置して建学の精神に基づく学校教育を行い、KVA (Knowledge Virtue Art) を兼備する心身ともに健全な良き社会人・家庭人を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

(1) 東京家政学院大学

大学院 人間生活学研究科

現代生活学部 現代家政学科、健康栄養学科、生活デザイン学科、児童学科、人間福祉学科、食物学科

人間栄養学部 人間栄養学科

(2) 筑波学院大学

経営情報学部 ビジネスデザイン学科

(3) 東京家政学院高等学校 (全日制の課程) 普通科

(4) 東京家政学院中学校

(収益事業)

第5条 この法人は、その収益を学校の経営に充てるため、次に掲げる収益事業を行う。

変電所構築物の貸付業

第3章 役員及び理事会

(役員)

第6条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 12名以上15名以内

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とし、理事会において選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

3 理事のうちから、3名以内の専務理事又は常務理事 (以下「役付理事」という。) を置くことができる。

4 役付理事は、理事長の推薦するものうちから、理事会において選任する。役付理事の職を解任するときも同様とする。

5 役付理事の任期は、選任時から自己を推薦した理事長の退任時までとする。

(理事の選任)

第7条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

(1) 東京家政学院大学の学長、筑波学院大学の学長及び東京家政学院高等学校の校長 (東京家政学院中学校の校長を兼ねる。)

(2) 学識経験者のうちから、理事会において選任された者 5名以上8名以内

(3) 評議員のうちから、評議員会において選任された者 4名

2 前項第1号及び第3号の理事は、学長、校長又は評議員の地位を退いたときは、その理事は、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第8条 監事は、この法人の理事、評議員又は職員 (学長、校長、教員その他の職員を含む。以下同じ) 以外の者であって理事会において選出した候補者の中から、評議員会の同意の議決を得て、理事長が選任する。

第9条 この法人の役員の選任に当っては、その管理及び運営に適性を有する者で、各役員と同族関係にないものが選ばれるように努めなければならない。

(役員任期)

第10条 役員（第7条第1項第1号に掲げる理事を除く。）の任期は3年とする。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

(役員)の補充)

第11条 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けたときは、1月以内に補充しなければならない。

(役員)の解任)

第12条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の4分の3以上出席した理事会において、理事総数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

(1) 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行に耐えないとき。

(3) 職務上の義務に著しく違反したとき。

(4) 役員たるに相応しくない重大な非行があったとき。

(理事長等の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。理事長以外の理事は、この法人を代表しない。

2 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

3 役付理事及び第7条第1項第1号に規定する理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐し、この法人の業務を分掌する。

4 監事は次の各号に掲げる職務を行う。

(1) この法人の業務を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) この法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

(4) 第1号又は第2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関して不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合は、これを文部科学大臣に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

(5) 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

(6) この法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(理事会)

第14条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、この法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事をもって組織し、理事長がその議長となる。

4 理事会は、随時理事長が招集する。ただし、理事長は理事総数の過半数の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から7日以内にこれを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対し、会議の7日前までに会議開催の場所、日時及び付議すべき事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合には前日までに電話連絡をもって書面に替えることができる。

6 理事長が、第4項ただし書の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事が連名で理事会を招集することができる。この場合における理事会の議長は、出席理事の互選による。

- 7 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の3分の2以上の理事が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、第10項の規定による除斥のため3分の2に達しないときは、この限りでない。
- 8 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 9 理事会の議事は、法令又は寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数で決する。可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、第19条に規定する事項については、理事総数の3分の2以上の議決を要する。
- 10 理事は、自己、配偶者若しくは三親等以内の親族の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者に直接の利害関係のある事件については、その議決に参加することができない。ただし、理事会の同意があるときは会議に出席し発言することができる。

(常任理事会)

第14条の2 理事会に常任理事会を置く。

- 2 常任理事会の構成及び運営に関する事項は、別に定める。

(議事録)

第15条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には出席した理事全員が記名捺印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

(顧問)

第16条 この法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、この法人の功労者、学識経験者のうちから、理事会において選任する。

#### 第4章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第17条 この法人に評議員会を置く。

- 2 評議員会は、25名以上31名以内の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求の日から7日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して会議開催の7日前までに会議開催の場所、日時及び会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 6 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 7 理事長が第4項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した評議員全員が、連名で評議員会を招集することができる。
- 8 評議員会は評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き議決することができない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 前項の場合において、議長は、評議員として議決に加わることができない。

(議事録)

第18条 第15条の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「出席した理事全員」とあるのは、「議長及び出席した評議員のうちから互選された評議員2人以上」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第19条 次に掲げる事項については、理事長においてあらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

- (1) 予算、借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）並びに基本財産及び運用財産中の不動産及び積立金の処分
- (2) 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄
- (3) 事業計画
- (4) 寄附行為の変更
- (5) 合併
- (6) 目的たる事業の成功の不能による解散
- (7) 収益事業に関する重要事項
- (8) 寄附金品の募集に関する事項
- (9) その他この法人の業務に関する重要事項で、理事会において必要と認めるもの（評議員会の意見具申等）

第20条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の仕事執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第21条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 第7条第1項第1号の理事並びに理事長及び役付理事 4名以上5名以内
  - (2) この法人の職員（学長、校長を除く。）のうちから、互選によって選出され、理事会において選任された者 11名
  - (3) この法人の設置する学校を卒業した年齢25才以上の者のうちから、同窓会の推薦を受け、理事会において選任された者 5名
  - (4) この法人の功労者又は学識経験者（職員及びこの法人の設置する学校の卒業者を除く。）のうちから、理事会において選任された者 5名以上10名以内
- 2 前項の第1号及び第2号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは、評議員の職を失うものとする。

(準用規定)

第22条 第9条及び第12条の規定は評議員に準用する。この場合において「役員」とあるのは、「評議員」と読み替えるものとする。

(任期)

第23条 評議員の任期は3年とする。ただし、補欠評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任することができる。

3 評議員は、任期満了の後でも、後任の評議員が選任されるまでは、なおその職務を行う。

## 第5章 資産及び会計

(資産)

第24条 この法人の資産は、財産目録に記載のとおりとする。

(資産の区分)

第25条 この法人の資産は、基本財産、運用財産及び収益事業用財産とする。

2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録の基本財産の部に記載する財産とする。

3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録の運用財産の部に記載する財産とする。

4 収益事業用財産は、この法人の収益を目的とする事業に必要な財産とし、財産目録の収益事業

用財産の部に記載する財産とする。

5 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定にしたがって基本財産、運用財産又は収益事業用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第26条 基本財産中の不動産及び積立金は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上止むを得ない事由があるときは、その一部に限りこれを処分することができる。

(積立金及び現金の保管)

第27条 基本財産及び運用財産中の積立金及び現金は、確実なる有価証券又は確実なる金融機関の預金又は信託若しくは郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第28条 この法人の事業の遂行に要する経費は、基本財産から生ずる果実、運用財産、授業料、入学金、検定料その他の収入をもって支弁する。

(会計)

第29条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

2 この法人の会計は、学校の経営に関する会計（以下「学校会計」という。）と収益事業に関する会計（以下「収益事業会計」という。）に区分するものとする。

(予算及び事業計画)

第30条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に理事長が作成しなければならない。

(決算及び実績の報告)

第31条 この法人の決算は、毎会計年度終了後2月以内に理事長が作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後2月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

3 収益事業会計の決算上生じた利益は、その一部又は全部を学校会計に繰り入れなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第32条 この法人は、毎会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 この法人は、前項の書類及び監査報告書を事務所に備えて置き、この法人の設置する学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(資産総額の変更登記)

第33条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後3月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第34条 この法人会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

## 第6章 解散及び合併

(解散)

第35条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- (1) 理事会における理事総数の3分の2以上の議決及び評議員会の議決
- (2) この法人の目的たる事業の成功が不能となった場合で、理事会における出席した理事の3分の2以上の議決
- (3) 合併
- (4) 破産の宣告をうけたとき。

(5) 文部科学大臣の解散命令を受けたとき。

2 前項第1号の事由による解散に当っては文部科学大臣の認可を、同項第2号の事由による解散に当っては文部科学大臣の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第36条 この法人が解散（合併及び破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、理事会において選定した他の学校法人その他教育事業を行う者に帰属する。

(合併)

第37条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て文部科学大臣の認可を受けなければならない。

#### 第7章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第38条 この法人の寄附行為を変更しようとするときは、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において理事総数の3分の2以上の議決を得て、文部科学大臣に届け出なければならない。

#### 第8章 補則

(書類及び帳簿の備付)

第39条 この法人は、第15条第1項、第18条及び第32条第2項に規定する書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を常に事務所に備えて置かなければならない。

(1) 寄附行為

(2) 役員及び評議員の名簿及び履歴書

(3) 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類

(4) その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、学校法人東京家政学院の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第41条 この寄附行為についての細則その他この法人の設置する学校の運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

附 則

この寄附行為は、昭和47年7月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和49年6月27日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、変電所構築物の貸付を開始する日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和58年12月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、昭和62年12月23日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成元年12月22日から施行する。

附 則

1 この寄附行為は、平成5年4月1日から施行する。

- 2 東京家政学院短期大学の家政科は、改正後の寄附行為第4条第2号の規定にかかわらず、平成5年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

この寄附行為は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成7年4月6日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

平成8年3月18日認可のこの寄附行為は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成10年6月26日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成10年12月22日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成13年5月29日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成17年4月1日から施行する。

- 2 変更後の寄附行為第13条第4項第3号、第31条第2項及び第32条の規定は、平成16年4月1日以後に始まる会計年度について適用する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成19年2月26日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年4月28日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、文部科学大臣の認可の日（平成23年5月20日）から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成25年5月28日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年5月27日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成26年10月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成27年3月27日から施行する。

附 則

- 1 この寄附行為は、平成28年4月1日から施行する。

- 2 筑波学院大学経営情報学部経営情報学科は、改正後の寄附行為第4条第2項の規定にかかわらず、平成28年3月31日に当該学科に在学する者が当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

平成29年5月29日 文部科学大臣認可のこの寄附行為は、平成29年5月31日から施行する。

附 則

この寄附行為は、平成30年4月1日から施行する。